

○酒田市地域密着型サービス等の運営に関する委員会設置要綱

平成18年4月1日

告示第161号

(設置)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項及び第115条の22第4項に規定する措置（介護予防に関する規定を含む。）を講じ、地域密着型サービス及び介護予防支援事業（以下「地域密着型サービス等」という。）の適正な運営を確保するため、酒田市地域密着型サービス等の運営に関する委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービス事業（地域密着型介護予防サービス事業を含む。以下この条において同じ。）を行う事業所の指定に関する事。
- (2) 地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準、地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準の設定に関する事。
- (3) 地域密着型介護サービス費の額の設定に関する事。
- (4) 介護予防支援事業者の指定に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス等の質の確保、運営評価及び適正な運営を確保する観点から市長が特に必要と認めた事項に関する事。

(委員)

第3条 運営委員会は、委員12人以内で構成し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者及び同条第2号に規定する第2号被保険者）
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者、職能団体に属する者
- (3) 地域における保健・医療・福祉関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、介護及び地域ケアに関し識見を有する者

2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、運営委員会の会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 運営委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、健康福祉部に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第530号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日告示第100号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月20日告示第92号）

この告示は、令和8年2月20日から施行する。